住　宅　用　家　屋　証　明　書

租税特別措置法施行令 ｛（ア）第41条 ｛特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
（ａ）新築されたもの
（ｂ）建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
（ｃ）新築されたもの
（ｄ）建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
（ｅ）新築されたもの
（ｆ）建築後使用されたことのないもの｝
（イ）第42条第１項（建築後使用されたことのあるもの）｝

の規定に基づき、下記の家屋（　　年　　月　　日｛（ウ）新築 / （エ）取得｝）がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町
取得の原因 （移転登記の場合に記入）	

（注）｛　｝の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。